

富山福祉短期大学 支援を要する学生の対応マニュアル

(目的)

第1条 「富山福祉短期大学障害学生修学支援規程」第10条に基づき、障害や疾患のある支援を要する学生の対応方法について、次の各号のとおり定める。なお、障害のある学生は、別紙1のとおり区分する。

- (1) 障害や疾患のある学生を把握する。
- (2) 障害や疾患のある学生に対する支援方法の共有を図り周知する。
- (3) 障害や疾患のある学生に対する支援の充実を図る。

(支援方法)

第2条 支援方法等については、次の各号のとおり処理するものとする。

- (1) 障害等のある学生など支援が必要である学生については、学科等で情報交換し検討する。
- (2) 「支援を要する学生である」と学科内で判断した場合、AD教員は『要支援学生基本情報シート』に記入する。なお、対応手順については、別紙2のとおりとする。
 - ・「支援を要する学生」については、①診断書等の提出と②学生（家族を含む）の同意があることを原則とする。
 - ・診断書等の提出がない場合や学生（家族）の同意がない場合でも、支援が必要と判断される場合は、これに準ずる。
- (3) AD教員は、『要支援学生基本情報シート』に記入後、全学で情報共有する必要がある場合は、学生委員長に連絡する。
- (4) 学生委員長、支援を要する学生担当及び保健室担当は、支援学生を把握し、教授会等にて報告する。
- (5) 学事部は、支援学生の情報を印刷し、診断書等とともに保管する。
- (6) AD教員は、学生に行った支援やその経過について、随時個人面談シートに記入する。

(留意事項)

第3条 支援を要する学生の対応にあたって知り得た情報及び印刷した書類等については、個人情報の保護に留意し取り扱わなければならない。

(改 廃)

第4条 このマニュアルの改廃については、学生委員会が起案し、富山福祉短期大学教授会の決議をもって、学長が承認する。

附則

このマニュアルは、平成27年9月から施行し、平成27年4月1日から適用する。
このマニュアルは、令和3年11月から施行する。

(別紙1)

【障害のある学生】

区 分	障害の程度
a.視覚障害学生	両眼の視力がおおむね0.3未満のものまたは視力以外の視機能障害が高度のもののうち、拡大鏡などの使用によっても通常の文字、図形などの視覚による認識が不可能または著しく困難な程度のもの。
b.聴覚障害学生	両耳の聴力レベルがおおむね 60 デジベル以上のもものうち、補聴器等の使用によっても通常の話し声を解することが不可能または著しく困難な程度のもの。
c.肢体不自由学生	(1)肢体不自由の状態が補装具の使用によっても歩行、筆記等日常生活における基本的な動作が不可能または困難な程度のもの。 (2)肢体不自由の状態が(1)に掲げる程度に達しないものうち、常時の医学的観察指導を必要とする程度のもの。
d.発達障害を有する学生	発達障害（自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害、その他これに類する脳機能障害）を有するために日常生活または社会生活に制限を受ける者で、学校が教育上特別な配慮を行っているもの。
e.その他教育上特別な配慮をしている学生	学校が教育上特別な配慮を行っている学生のうち、次のアまたはイのいずれかに該当するもの。ただし、一時的障害を除く。 ア 上記の a～c における障害の程度に該当しない視覚障害学生及び肢体不自由学生 イ 慢性の呼吸器疾患、腎臓疾患及び神経疾患、悪性新生物その他の疾患の状態が継続して医療または生活規則を必要とする程度の病弱者など

(別紙2)

「支援を要する学生」についての対応手順



《障がい等で支援が必要な学生》

- 1 診断書等提出済み
- 2 学生・保護者の同意あり

※1, 2 を満たさない学生でも支援が必要と判断される場合はこれに準ずる

